

序 章

1 改定の背景と目的

仙台市では、平成6年（1994年）の都市緑地保全法（平成16年（2004年）に現在の都市緑地法へ名称改正）の改正を受け、平成9年（1997年）に緑の都市像や施策を定めた法定計画である「仙台市グリーンプラン21（仙台市緑の基本計画）」を策定しました。この計画では「自然と街がとけあう杜の都・仙台」を基本理念として、緑の保全、創出、普及の3つを基本的な方針に定め、市民協働による緑の施策に取り組みました。

平成24年（2012年）には、東部地域の緑の再生と、より緑豊かな都市づくりの推進を目的として、新たに「仙台市みどりの基本計画2012-2020」を策定し、「みんなで育む『百年の杜』」を基本理念に掲げ、市民・市民活動団体・事業者・行政が一体となり、東部地域のみどりを震災からの復興のシンボルとして再生することや、これまでの先人の努力により受け継がれてきたみどりを守り育て、より豊かで質の高い「杜の都・仙台」を実現し、未来に継承していくための取組みを進めて来ました。

この間、少子高齢化の更なる進行や地球温暖化に伴う気候変動、国内外の交流人口の拡大など、みどりを取り巻く社会状況は大きく変化し、国連サミットでは深刻化するこれらの諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。令和元年（2019年）に国土交通省が策定したグリーンインフラ推進戦略では、自然環境が有する多様な機能を国土・都市・地域づくりに活用する取組みが示され、まちづくりにおいてみどりが担う役割はますます重要度を高めています。

みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、質の向上や量の更なる充足を図り、多様な主体と連携しながら、その機能を積極的に活用していく取組みが今、求められています。

伝統ある「杜の都」の風土を生かし、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継承し、みどりで選ばれる新たな杜の都を実現するため、ここに仙台市みどりの基本計画2021-2030を策定します。

2 みどりの基本計画とは

(1) 法律・条例上の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取り組みを実施するにあたっての、基本的な方針を示すものです。

本市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定しています。

(2) 本計画で対象とするみどりの範囲

本計画では市域全域にわたって分布する樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、また単独で生育する樹木や草花などを広く対象とします。

また、公園緑地、学校の校庭や街路樹などの公共施設の緑から、私有林や屋敷林(居久根)、個人の庭などの私有の緑まで、広く市民共有の財産ととらえ、本計画の対象とします。

このように広い概念でとらえていることを示すために、ひらがなの「みどり」と表記することにします。

※ただし緑化や緑被地(りよくひち)などの単語中の「緑」や「緑の活動団体」など、条例や要綱で規定されているものについては、漢字表記とします。



(3) みどりの役割

① 自然環境の保全

森林は植林や間伐などの適正な管理により、二酸化炭素が吸収・固定され、地球温暖化の防止に寄与するとともに、水源・地下水涵養機能も高まり、健全な水循環の確保に寄与します。

また、奥山から海岸までの多様な自然環境は生物の生息・生育の基盤や移動経路となるなど、生物多様性を保全します。

② 都市環境の改善

都市のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化、騒音・振動の吸収、防風・防塵など生活環境を保全するとともに、人々にやすらぎや潤いなどの心理的な効果をもたらします。

③ 子どもの育ちやレクリエーションの場などの提供

公園緑地や樹林地などは、子どもが遊びや学びを通して育つ場となるとともに、休養や健康増進、レクリエーションなどの場にもなります。

④安全・安心な都市基盤の形成

公園緑地などのオープンスペースは地震や火災などの災害時の避難場所となり、また公園緑地や樹林地などは延焼を防止するほか、土砂崩壊などによる被害を軽減します。さらに、海岸林は飛砂や塩害を防ぐだけでなく、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉効果等があり、沿岸部の公園緑地に設置した丘は津波からの避難場所となるなど、津波被害の軽減効果を持っています。

⑤地域固有の都市景観、歴史、文化の形成

みどりは、歴史的・文化的資産と一体となった地域固有の都市景観や風土を形成するとともに、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与します。

⑥地域のコミュニティ形成の場

公園緑地や樹林地などはみどりとふれあう活動の場を提供し、みどりの保全や創出に多くの人が関わることで、人と人をつなぐ地域コミュニティ醸成の場となります。

3 計画の位置づけ

仙台市基本計画を上位計画とし、仙台市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画と連携及び整合を図っています。

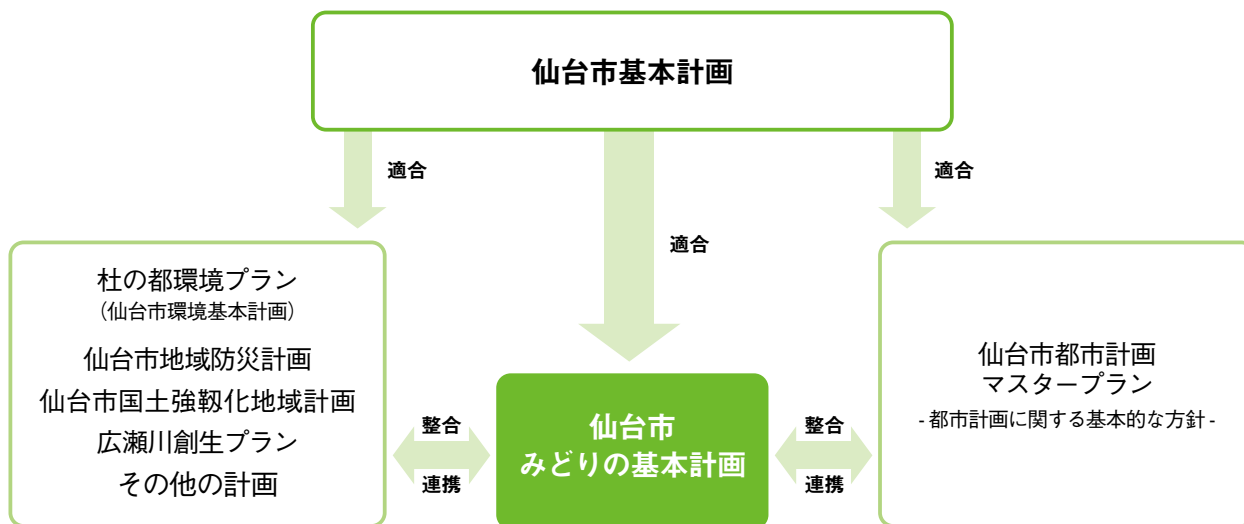


図-1：計画体系における仙台しみどりの基本計画の位置づけ

4 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である仙台市基本計画に合わせ、令和12年（2030年）度までとして、計画の実現を目指します。

なお、社会情勢の変化などに対応していくため、中間年度（令和7年（2025年）度）には中間見直しを行うこととします。

5 計画の構成

序章

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

第2章 基本方針・具体的な施策

第3章 計画を推進する上での配慮事項

第4章 計画の進行管理

仙台市みどりの基本計画2021-2030の構成

序章、第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

関連計画の改定等

P.19~

仙台市基本計画

挑戦を続ける、新たな杜の都へ
~ "The Greenest City" SENDAI ~

- ・まちづくりの理念として、連続と受け継がれてきた「杜の都」のまちづくりを基盤に、世界からも選ばれるまちを目指し、仙台が持つ都市個性の深化と掛け合わせを通じて、「杜の都」を新しいステージに押し上げるという想いを込め、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」を掲げています。
- ・副題の「"The Greenest City" SENDAI」は、「杜の都」と親和性のある「Green」という言葉に、目指す都市の姿に関連する多様な意味を持たせるとともに、世界を見据えて常に高みを目指していくまちづくりの方向性を示しています。

本市のみどりの課題

P.42

〈本市のみどりを取り巻く社会状況、みどりの現状、前計画の成果等を踏まえ、以下の課題を抽出〉

課題①

加速する少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害、国内外の交流人口の拡大等により激化する都市間競争など、大きく変化する社会状況への対応が求められる中で、みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、その多様な機能を積極的に活用していくことが必要です。

課題②

みどりの多様な機能をまちづくりに効果的に活用できるように、法令等に基づく緑地保全制度の運用の更なる推進や都市緑化の質の向上、公園や街路樹等の老朽化や安全性の確保など、みどりの適正な維持管理や配置を行い、質の向上や量の更なる充足を図ることが必要です。

課題③

みどりの整備・維持管理・利活用に関する取組みを推進するために、市民や市民活動団体、事業者等の多様な主体と更なる連携を図っていくことが必要です。

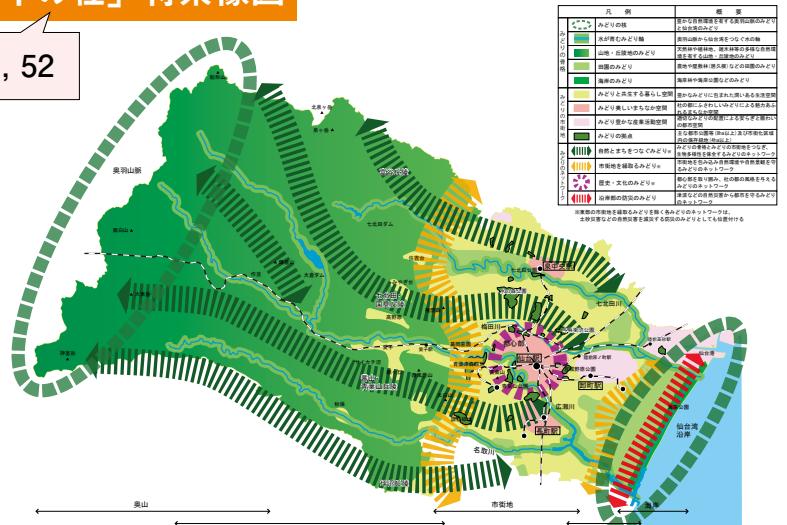
基本理念

P.43

百年の杜づくりで実現する新たな杜の都
~みどりを育むひと、みどりが育むまち~

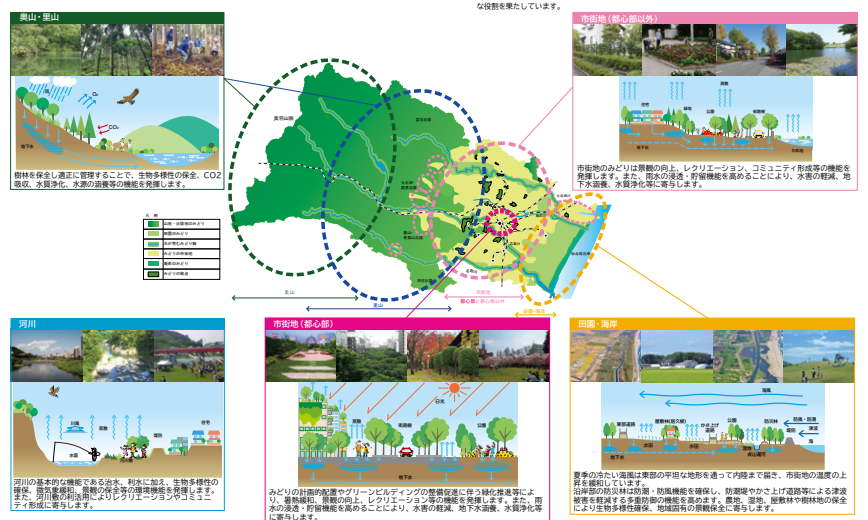
「百年の杜」将来像図

P.51, 52



取組みの姿勢

P.56~



P.58, 59

本市の都市個性の1つである、奥山から沿岸部までの豊かな自然と都市機能が調和した「環境」を、市民とともに「百年の杜づくり」が支えてきたことを踏まえ、引き続き「百年の杜づくり」を推進し、今後はまちづくりにみどりの多様な機能を積極的に活用することで、新たな杜の都を目指します。ひとがみどりを育み、そのみどりがまちと暮らしを育むことで、杜の都の更なる高みを目指します。

百年の杜将来イメージ

P.45, 46



グリーンインフラの推進

基本理念を実現すべく、全庁一丸となるとともに、市民や事業者などの多様な主体と連携し、グリーンインフラを推進していきます。

1) グリーンインフラと杜の都のみどり

仙台市基本計画ではグリーンインフラを「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）」に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）」と捉えています。

本市は、仙台藩初代藩主伊達政宗公が、屋敷内に食料・燃料となる樹木の植栽を奨励したことで、城下に豊かな屋敷林がありました。第二次世界大戦後は焼失した屋敷林に代わって都市公園のみどりや定禅寺通、青葉通に植栽されたケヤキ並木が大きく成長し、現在の「杜の都・仙台」を象徴するみどりとなっています。東日本大震災で壊滅的な被害を受けた海岸林を津波からの多重防御として、市民や企業などとの協働により、植樹や育樹に取り組んできました。

今日に至るまで、本市ではみどりを日々の暮らしやまちづくりに欠かすことができないものとして大切に手入れを行いながら、その多様な機能を利活用してきた歴史があり、長い時間をかけて「グリーンインフラ」によるまちづくりに取り組んできたと言えます。

2) これからのまちづくりにおけるグリーンインフラ

令和2年（2020年）世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症による人々の行動様式の変化など将来起こり得る予見できない社会状況にも備えながら、就労環境や住環境の向上、子育てや教育、コミュニティ形成への寄与による人づくりなど、持続可能で魅力ある都市・地域づくりへの多岐にわたるグリーンインフラの効果に着目したまちづくりに取り組んでいきます。

第2章 基本方針・具体的な施策

P.61 ~

〈基本方針〉

〈施策の柱・基本施策〉

〈重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）〉

P.63 ~

みどりと共生するまち
(自然環境保全・防災・減災など)

- ① **みどりを生かした防災・減災を進める**
 - 1) 自然災害等を軽減するみどりの保全・育成
 - 2) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実
- ② **みどりにより、健全な水循環を維持・増進する**
 - 1) 市街地等の浸透力・保水力の向上
 - 2) 樹林地・農地の適正な保全
 - 3) 河川環境の保全
- ③ **都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む**
 - 1) 生物の生息地となる樹林地や公園・緑地、農地等の保全・充実
 - 2) 郷土種を利用した緑化、みどりのネットワークの形成
- ④ **みどりを資源として循環させる**
 - 1) みどりの有効活用、環境負荷の小さい資材の活用

■みどりによる雨水対策の推進
法や条例に基づく緑地保全制度の運用、市有林の造林育林、公園や道路、建物敷地などへの雨庭等の整備に取組み、浸水被害の軽減に努めます。

■生態系を育むみどりの保全・創出
法や条例等に基づく緑地保全制度の運用、多自然川づくりや生物多様性地域戦略を推進し、生態系サービスの基盤を充実させます。

P.114 ~

P.77 ~

みどりで選ばれるまち
(活力・経済など)

- ⑤ **みどりで人、企業を惹きつける**
 - 1) 都心部のシンボル並木の磨き上げによる都市ブランドの向上
 - 2) 老朽化したビルの建替えなどを契機とした質の高い緑化空間の創出
- ⑥ **みんながみどりを享受できるまちをつくる**
 - 1) あらゆる人々が集い、楽しみ、活動できるような公園、緑地の整備
 - 2) 人々の交流を促すみどりの空間形成

■都心部の活力・にぎわいの創出
街路樹のある公共空間の活用によりにぎわいを創出するとともに、公園を活用したエリアマネジメントの推進等により新しいビジネスの機会創出を促進します。

■都心部の建築物等における質の高い緑化の創出
建築物等緑化ガイドラインの運用や建築物等緑化認定制度の導入により質の高い緑化を促進し、都市ブランドや建築物等の価値向上を図ります。

区ごとの主要事業・取組み

P.85 ~

みどりを誇りとするまち
(歴史文化・景観など)

- ⑦ **杜の都にふさわしみどりを充実させる**
 - 1) 市街地を囲む緑地や丘陵部の保全
 - 2) 風格のある杜の都の景観づくり
- ⑧ **歴史と文化の香るみどりを守り、継承する**
 - 1) 文化資源と調和するみどりの保全と活用
 - 2) 歴史あるみどりの保全と活用

■街路樹による風格ある景観づくり
街路樹の整備や更新、管理などの総合的な計画の作成・運用により、歩いてみたくなる美しい街路樹空間を創出します。

■仙台ならではのみどりの活用
名木・古木、彫刻めぐりや居久根、貞山運河など地域資源の利活用を進め、地域への誇りと愛着を醸成します。

P.95 ~

みどりとともに人が育つまち
(子育て・教育・コミュニティ・健康増進など)

- ⑨ **暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる**
 - 1) 地域の特徴を踏まえた公園緑地等の整備
 - 2) 住宅地や公共施設、民間施設等におけるみどりの充実
- ⑩ **みどりにより健やかな心身を育む**
 - 1) みどりによる子どもの遊び環境・学び環境の充実
 - 2) みどりを介したコミュニティの醸成
 - 3) みどりを生かした健康づくりの推進

■子どもの遊び・学び環境の充実
公園など子どもの遊び環境の充実、環境教育・学習の推進、プレーパークの拡充等により、子どもが豊かな人間性や社会性を身に付ける可能性を広げます。

■みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進
コミュニティガーデンづくりや公園緑地を活用したウォーキング等の健康づくり、みどりに関する各活動団体の支援等により、地域全体で支えあう環境づくりを進めます。

P.102 ~

みどりを大切にするまち
(維持管理・普及啓発など)

- ⑪ **みどりの持続可能な管理体制を構築する**
 - 1) 様々なみどりの施設マネジメントによる効率的な維持管理
 - 2) 多様な主体・多様な手法による参加の促進
 - 3) みどりの団体やみどりの人材の育成
- ⑫ **悠久の百年の杜を発信する**
 - 1) みどりのイベント充実と開催支援
 - 2) 杜の都のみどりの魅力発信

■施設マネジメントの推進
老朽化した公園施設の効率的な維持管理による長寿命化、街路樹の整備や更新、管理などの総合的な計画の作成・運用の推進により、安全・安心な利用空間を創出します。

■みどりの魅力・情報発信の強化
全国都市緑化仙台フェアの開催による国内外への新たな杜の都の発信やふるさとの杜再生プロジェクトのイベント開催等により、みどりを楽しむ機会を増やします。

第3章 計画を推進する上での配慮事項

P.145 ~

本計画を推進する上で、都市緑地法等に基づき、「緑地保全」、「都市緑化」、「都市公園」、「街路樹」について、関連事業を進めていく際の配慮事項等をまとめます。

1. 緑地保全に関すること

特別緑地保全地区や風致地区、保存緑地等の法令に基づく緑地保全制度を運用することで、適正に保全を図っていくとともに活用に取組む

2. 都市緑化に関すること

緑化重点地区（仙台都心部など4地区）について、公園緑地や街路樹のみどりの適正な整備や維持管理を行うとともに、民有の建築物等の緑化については、ガイドラインや助成制度の運用等により、質を向上させる

3. 都市公園に関すること

都市経営の重要な資源の一つとして捉え、長期的観点のもと計画的な整備・管理を行い、その価値を維持向上させるとともに、公園が持つ多様な機能を有効に活用することで、都市の魅力向上させる「公園マネジメント」に取組む

4. 街路樹に関すること

適正な整備・維持管理により、その価値を向上させるとともに街路樹が持つ多様な機能を有効に活用することで、都市の魅力向上させる「街路樹マネジメント」に取組む

第4章 計画の進行管理

P.179 ~

令和12年（2030年）度までの10年間を計画期間とし、計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、適切な進行管理を行います。毎年度、事業の進捗を把握するとともに、中間年度（令和7年（2025年）度）には、成果指標の達成状況の確認とみどりの市民意識調査や緑の分布調査、緑視率調査などを実施し、中間見直しを行います。

●計画全体の指標

| 指標の概要 | | 基準値（R1） | 目標値（R12） |
|-------|-------------------------|---------|----------|
| 指標1 | 市域全域の緑被率 | 78.4% | 維持・向上 |
| 指標2 | 都市計画区域内の都市公園等の市民一人当たり面積 | 18.6㎡ | 20㎡ |
| 指標3 | 百年の杜づくりに対する市民満足度 | 69.5% | 現在より向上 |
| 指標4 | 身近なみどりに対する市民満足度 | 34.7% | 40% |

●5つの基本方針ごとの指標

| 指標の概要 | | 基準値（R1） | 目標値（R12） |
|-------|---|---------------------|---------------------------|
| 方針1 | 公園緑地等における浸透施設整備により雨水流出抑制が図られた面積 | — | R12年度までの10年間で87,000㎡増 |
| | 身近な生きもの（9種）の認識度 | ツバメ 75.2% ほか | 全ての種で現在より向上 |
| 方針2 | 新たに民間活力を導入する公園施設数 | — | R12年度までの10年間で4か所 |
| | 仙台市都心部緑化重点地区における ①緑被率・②平均緑視率 | ① 14.2% ② 31.0%* | ① 14.3%以上（約3ha増） ② 33% |
| 方針3 | 街路樹の再生（更新路線数） | — | R12年度までの10年間で10路線実施 |
| | 仙台ならではのみどりを活用した（名木・古木めぐりなど） イベント開催件数 | 10回/年度 | 10回/年度 以上 |
| 方針4 | 身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合 | 62.6% | 現在より向上 |
| | コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数 | 1,358 団体 | 1,460 団体 |
| 方針5 | 公園施設改修件数 | — | R12年度までの10年間で延べ1,200公園 |
| | ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数 | — | R12年度までの10年間で延べ2,000人 |

※令和2年度実績

